

社長のための勉強

令和2年8月3日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

コロナ関連の補助金・助成金の課税関係

新型コロナウイルス感染症対応で、様々な補助金・助成金を活用する機会が増えています。補助金・助成金の課税関係及び収益計上時期は次のとおりです。

●国等から支給される主な補助金・助成金

非課税対象の一例	課税対象の一例
○休業支援金・給付金	○持続化給付金
○特別定額給付金（一律10万円）	○家賃支援給付金
○子育て世帯への臨時特別給付金	○雇用調整助成金
○学生支援緊急給付金	○小学校休業等対応助成金・支援金
○ひとり親世帯臨時特別給付金	

●収益計上時期

原則は、交付や確定決定の通知のあった期の収益に計上することとなります。例外として、経費補填となる補助金・助成金は、先行して経費の支出計上があるため費用収益対応の考えから確定通知前であっても未収計上が必要となります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください